

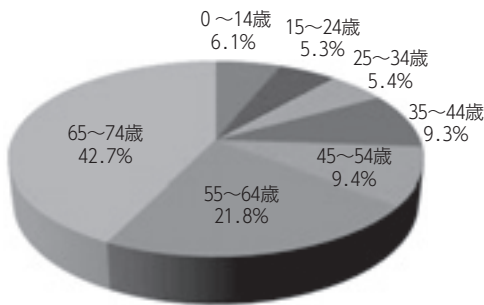
伊達市国民健康保険の 現状と財政状況

伊達市国民健康保険は、非常に厳しい財政状況が続いています。現状を知り、私たちにできることを考えてみましょう。



■ 保険医療課国民健康保険係
(市役所 1階④番窓口 ☎23-3331 内線281・284~286)

図1 被保険者の年齢構成



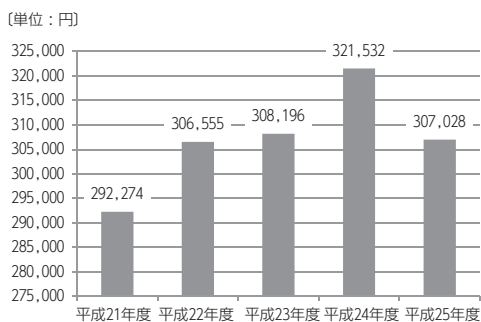
国民健康保険とは

日本では、国民すべてが健康保険に加入して、病気やけがをしたときに医療給付を受ける「国民皆保険」制度を採用し、すべての国民が「公的医療保険」のうちのどれかに加入しなければなりません。

公的医療保険とは、サラリーマンが加入する社会保険や公務員が加入する共済組合、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度などの医療保険のことをいいます。

そのため、会社を退職した方や、これらの医療保険に加入することのできない自営業者などのためにできた制度が、市町村などが運営する国民健康保険（国保）です。

図2 1人あたりの診療費



国保の現状

昨年度末の伊達市の人口3万6千11名、世帯数1万7千943世帯のうち国民健康保険に加入している被保険者数は9千847名、世帯数は6千179世帯です。

このうち、65歳～74歳までの被保険者が47%を占め、国民健康保険の特徴ともいえる高齢者の年齢階層が多い構造になっています。(図1)

1人あたり30万円を超える診療費

昨年度の1人あたりの診療費は平成24年度よりも大幅に少ない30万7千28円でしたが、依然として高い傾向にあります。(図2)

財政状況

国民健康保険財政の運営は、被保険者の皆さんが納入する国民健康保険税と国からの交付金などで財源を確保し、保険給付を行う仕組みになっています。

しかし、長引く不況の影響や急速に進む高齢化、医療技術の高度化など、高水準で推移する医療費に対して、財源の確保は厳しい状況です。

平成15年度からは累積赤字を解消できない状況でしたが、平成24年度に累積赤字額4億6千28万4千円を一般会計から繰り入れして、解消したところです。

また、平成24年度には単年度収支の均衡が目的の税率改正、今年度は保険税の賦課限度額の改正を行い、被保険者の皆さんにご負担をお願いしました。

表1でもわかるとおり、収支決算状況では昨年度の収支額が0円になっていますが、これは一般会計から4千20万7千円を繰り入れて、単年度収支不足解消を図ったことによるものです。

このため、被保険者の皆さんにご協力いただきながら、医療費の適正化に向けた取り組みを進める必要があります。

表1 収支決算状況

[単位：千円]

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
歳入	4,731,327	4,701,340	5,023,537	5,610,920	5,040,955
歳出	5,077,872	5,218,123	5,489,821	5,589,448	5,040,955
収支額	▲ 346,545	▲ 516,783	▲ 466,284	21,472	0

国保財政健全化のために
私たちができること

健診（検診）を受けましょう

市では、生活習慣病予防のため40歳から74歳の国民健康保険加入者の皆さんを対象に、特定健康診査と特定保健指導を無料で行っています。

また、短期人間ドックや脳ドックは検診費用の一部を助成しています。まず皆さんが病院にかかることなく健康に過ごすことが何よりも大切なことです。健診（検診）を積極的に受診して、健康に心がけるとともに、病気の早期発見・早期治療をお願いします。

医療機関を上手に受診しましょう

ご自身の健康状態や、病院のかり方を見直してみてください。

●重複受診はやめましょう

1つの病気で複数の医療機関を受診する「重複受診」は重複する薬などで体にさまざまな悪影響を与えてしまう心配があります。気になるときは遠慮せず、お医者さんに相談しましょう。

●かかりつけ医を持ちましょう

日常的な病気の治療や医療相談などに応じてもらえる「かかりつけ医」を持つことは大切です。

気になる症状があれば、まずはかかりつけ医を訪ねましょう。

●緊急以外の

時間外受診はやめましょう
緊急時以外で夜間や休日を受診すると、緊急性の高い患者の治療に支障をきたしたり、医療費が割増料金で高くなったりします。

緊急時など、やむを得ない場合以外は、診療時間内の受診を心がけましょう。

ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品とは、最初に作られた薬（先発医薬品）の特許が切れた後に販売される後発医薬品のことです。

開発に多額の費用がかかる先発医薬品に比べて価格が安いので、ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担は減り、医療費の節約にもつながります。

ジェネリック医薬品に変更を希望される方は、お医者さんや薬剤師にご相談ください。

こんなときはご連絡ください

交通事故などで第三者から被害を受けたとき、本来は加害者が被害者の医療費を負担することになりますが、一時的に国保が立て替えたときは、過失割合に応じて国保から加害者に対して医療費を請求することになりますので、交通事故などで医療機関を受診したときは、ご連絡ください。